



## 『架空請求』被害、急増中！ スマートフォンに届く『偽メール』に注意！



スマートフォンに宅配業者からメールだ。「お客様のお荷物のお届けにあがいましたが不在の為持ち帰りました。下記よりご確認ください」だって。荷物って何だろうな？ 連絡してやった方が良さそうだべが？

ちょっと待ってケロ！それは宅配業者を装った悪質業者による『偽メール』だから絶対に連絡してはダメだケロ！こちらから連絡するとID・パスワード・暗証番号などが不正利用されて、身に覚えのない請求を受けることもあるケロ！



消費者教育推進大使  
県消費生活センター  
キャラクター  
“ケロちゃん”

### ◆スマートフォンに届いた最近の事例◆

- 大手通信販売業者から「請求金額の確認」メールが届いた。クレジットカードの番号を求められ不審だ。
- 注文した覚えのないゲーム機を「代金引換で送る」とメールが届いた。
- 契約している電話会社から「料金未納」を知らせるメールが届き慌てて連絡してしまい、サイト利用料として30万円を請求された。
- 「デジタルコンテンツの未納料金がある」とのメールに連絡したら、支払いを求められた。

### ◆ケロちゃんからのアドバイス◆



スマートフォンだけでなく従来からのハガキによる「架空請求」も後を絶ちません。身に覚えがなければ決して連絡しないようにしましょう。もし何か心当たりがあり、架空請求かどうか判断がつかない・不安だという場合は、相手に連絡する前にまず消費生活センターに相談しましょう。

消費者ホットライン 「**188**」 (局番なしの3桁番号)

お近くの消費生活相談窓口につながります！



## 6月・7月の消費生活法律相談日



業者との契約トラブル、借金などのご相談に、法律専門家の立場から弁護士が**無料**でアドバイスします。**事前予約制**となっていますので、下記までお問い合わせください。

会場	開設日	時間	お問い合わせ先
県消費生活センター (山形県庁2階)	6月 9日 (水)	14:30～16:30	023-624-0999
	7月 7日 (水)		



# 令和3年度消費者支援功労者表彰を受章

消費者庁では、毎年度、消費者支援活動に顕著な功績のあった方々を「消費者支援功労者」として表彰しています。

今年度、本県から向田敏さん（山形市）が「ベスト消費者サポーター一章（消費者庁長官表彰）」を受章され、5月20日に県庁で伝達式が行われました。



受章者	御功績の概要
むかいだ さとし <b>向田 敏さん</b> （弁護士・前山形県消費生活審議会会長）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山形県弁護士会の消費者問題対策委員長として、県内の被害者への対応の中心的役割を果たし、消費者被害の救済に貢献。</li> <li>・平成26年から、特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほくの検討委員として、不当な契約約款・広告表示に対する是正活動を行い、消費者被害防止に尽力。</li> <li>・山形県消費生活審議会会長として、消費者行政の推進・向上に尽力。</li> </ul>

## 対策を！窓やベランダからの子どもの転落

毎年、春から夏にかけて家庭で子どもの転落事故が多くなります。窓の近くにベッド・ソファ・布団など、ベランダの手すりのそばにエアコンの室外機・植木鉢など踏み台になるものを置いていませんか？この機会に、危険がないか、ぜひ点検・対策を。

## 「消費生活サポーター」募集中です！

消費生活サポーターとは、県センターで送付する消費生活に関する情報を、家族や身近な人に伝えていただくボランティアです。消費生活に関心のある18歳以上であれば誰でも応募できます。詳しくは電話023-630-3237までお気軽にお問合せください。

## ◆◆消費者力アップ ワンポイント講座◆◆

2022年4月から成年年齢が18歳に引き下げられます。様々なトラブルにあわないために、この機会に皆で賢い消費者を目指しましょう。

### 《問題：店で商品を買ったが使う前に不要になった。解約できる？》

- ① 解約できない
- ② レシートがあり1週間以内なら解約できる
- ③ 商品を開封していなければ解約できる。

### 《答えと解説》

- 契約は「法的な責任が生じる約束」なので拘束力があります。
- レシートがあっても開封していなくても、原則、解約はできません。

※ 事業者が一定の条件を設けて、サービスとして返品や交換に応じてくれる場合もあります。



## 山形県消費生活センター



〒990-8570 山形市松波2-8-1（山形県庁2階）  
 《相談受付》 月曜～金曜 午前9時～午後5時  
 《電話番号》 023-624-0999  
 ホームページは [山形県消費生活センター](#) で



消費者ホットライン <188番> もご利用ください。